

# INFORMATION 消費税増税に伴う各種料金改定

## 令和元年10月1日(火)から自主運行バスの運賃が改定されます

照 会 企画政策課 ☎0537⑧1161

【自主運行バス】…御前崎市内線・相良御前崎線・相良浜岡線

現行の運賃	増税後の運賃	備考
初乗り～210円まで	運賃改定なし	※初乗り運賃170円
220円～800円まで	+10円	※現行運賃に10円を加算

定期運賃についても、10月1日以降に発売する定期券は、運賃改定後の運賃により計算されます。菊川浜岡線・掛川大東浜岡線も同様に運賃が改定されます。詳しくはしずてつジャストライン(株)までお問い合わせください。

▶ 静鉄バスコールセンター

☎054(252)0505



## 低所得者の介護保険料が軽減されます

照 会 高齢者支援課 ☎0537⑧1118

平成27年度から第1段階の低所得者向けに介護保険料の軽減措置がとられてきました。今回、消費税率の引き上げに伴い、第2、第3段階の人に対しても軽減措置を適用します。本年度の介護保険料については、7月に65歳以上の全ての人に本算定通知を郵送しましたのでご確認ください。なお、通知の年度表記は「平成31年度」となっていますのでご注意ください。

所得段階	対象者	保険料率		保険料
第一段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護を受けている人</li> <li>世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人</li> <li>世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人</li> </ul>	増税前	基準額×0.45	29,700円
		増税後	基準額×0.375	24,700円
第二段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の人</li> </ul>	増税前	基準額×0.75	49,500円
		増税後	基準額×0.625	41,200円
第三段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人</li> </ul>	増税前	基準額×0.75	49,500円
		増税後	基準額×0.725	47,800円